

## 消費生活にゅーす

くらしの  
安全安心

兵庫県丹波県民局県民課(消費者センター)

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原5600 (TEL 0795-73-0690)



## 消費生活トピックス



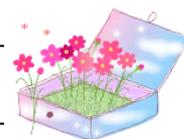
## 住宅用太陽光発電について

2009年11月から、住宅用太陽光発電で作られた電気のうち余った電気を電力会社が固定価格で買い取る制度が開始されました。この制度には10年間という買取期間が設定されており、2019年11月から順次、期間の満了を迎えます。

満了期間以降の余剰電力については、蓄電池や電気給湯機等と組み合わせて自家消費することも可能ですし、小売電気業者と個別に契約し買い取ってもらうことも可能です。それぞれの期間満了時期については、4～6か月前ぐらいに売電先電力会社等から通知されます。

固定買取期間の満了に伴い、「期間終了後は売電できなくなるので、蓄電池を設置しないといけない」「現在の買取業者とは契約できないが、うちなら買取ができる」等と誤った情報で消費者を惑わせ、自社との契約を取り付けようとする手口の急増が予想されます。

買取期間満了を迎える方は、勧誘業者からの甘い言葉や強引な勧誘に惑わされず、まずは現在の契約内容を確認し、資源エネルギー庁等で正しい情報を集め、今後の余剰電力の利用について慎重に検討しましょう。



## チケットの不正転売について

「ネットで、個人から購入したコンサートチケットが届かない」、「公式サイトだと思ってスポーツ観戦チケットを購入したところ、入場不可の転売チケットだった」など、インターネットを通じた興行チケットの転売に関する相談が増加傾向にあります。来年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催で、更なるトラブルの増加が懸念されることから、チケットの不正転売を禁止する法律が今年の6月14日から施行されました。

本法律で転売禁止対象となるのは、「特定興行入場券」です。これは、①興行主の同意のない譲渡を禁止することを明示し、その旨が券面等に表示されている、②興行日の日時・場所・座席（または入場資格）が指定されたものである、③座席指定の場合、本人確認の措置が講じられており、その旨が券面等に表示してある、以上三つの要件を満たしているチケットを指します。

チケットを購入する際には、公式チケット販売サイトかどうかよく確かめましょう。転売チケットを購入する際には、転売禁止の有無を規約等で確認しましょう。

高額転売や転売の常習は、個人でも処罰の対象になり得るのでやめましょう。

## 消費者ホットライン188とは？



消費者ホットライン188（局番なし）は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていることはありませんか？

そんなときは一人で悩まずに、消費者ホットライン「188（いやや!）」にお電話ください。お住まいの郵便番号を入力いただくことで、お近くの市町村や県の消費生活相談窓口をご案内します。



### 一人で悩まず、まずは相談

大切なのは、すぐに相談することです。  
困ったときは、消費者ホットライン「いやや」  
（局番なしの188）までお電話を！  
専門の相談員がトラブル解決を支援します。

『泣き寝入りは超いやや（188）！』で覚えてね

消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター  
「イヤヤン」

## 消費者向けイベント開催のお知らせ

# エシカル・ラボ in ひょうご

あなたの消費が世界の未来を変える！

# 9/29（日） 10:00～16:00

神戸学院大学ポートアイランドキャンパスD号館

参加無料



「エシカル・ラボ in ひょうご」は、人や社会、環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」の普及・啓発活動の促進を目指し、消費者庁と兵庫県の共催で、多様な主体（企業、協同組合、大学生等）との協働により開催されます。

【詳しくは】[https://web.pref.hyogo.lg.jp/press/20190814\\_3391.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/press/20190814_3391.html)